

江戸時代中期における真言宗新義派の諸問題

——河内通法寺・山城乙訓寺・下総妙見寺後住問題を通して見た——

林 亮 勝

(大 正 大 学)

一 はじめに

享保二十年（一七三五）から元文五年（一七四〇）にかけて、真言宗新義派の一方の本山である長谷寺小池坊は江戸護持院末通法寺・同乙訓寺、移転地下総千葉妙見寺の住職撰定をめぐって深刻な争いを経験した。以下この問題を、長谷寺小池坊方文の日鑑である『万記録』（一〇四）によって考察しながら、その間に明らかとなる真言宗新義派の教団としての問題を取上げてみたい（紙数の関係で史料を掲げないこととした。特別に注記したもの以外は『万記録』によっている。『万記録』原本は長谷寺に所蔵されている。なお現在刊行中の「続豊山全書」史伝部（二）に『万記録』（一）（六）が収められるので参照していただければ幸いである。長谷寺には『万記録』『公私雑録』など日鑑類が多数残されているが、同名のものでも方丈の記録、勸学院年預の記録など異種のものであるので注意を要する）。

通法寺・乙訓寺と妙見寺の問題とでは異質の部分もあるが、共通した問題点が多い。ほぼ同時期に起こり、しかも

三者のからみ合いのなかで結着を見た三件の住職任命の問題を通して、江戸時代中期における真言宗新義派教団の内包していた問題について考えてみたい。このことは単に真言宗新義派教団の問題でなく、同時代の各教団が共通に持っていた問題の指摘にもつながるといえる。それは「近世」といわれる時代の性格とつながり、また仏教々団の持つ時代への適合性の問題とも関連がある、と考えている。

このような観点から、事件の概要に触れながら、問題の所在を考えていきたい。

二 通法寺後住問題

享保二十年（一七三五）十月河内通法寺竜岳が將軍家の祈禱寺である江戸護持院住職を命ぜられた（『護持護国寺世代記』など）。竜岳は入院直後、通法寺後住に護持院役者日輪院宝乗房高観を推し、高観は將軍の任命を受けて通法寺住職となった。高観の任命を知った長谷寺では小池坊能化恵任が集議に衆評を命じ、集議は前頼にも評議を命じ、ともにこの任命を不当とし、それぞれ惣代をきめて江戸に下し、新義派触頭である弥勒寺・根生院（小池坊方）、真福寺・円福寺（智積院方）の四カ寺に訴え、惣代と四カ寺は同道で十一月十四日寺社奉行に高観任命は不当であると提訴したのである。

提訴の理由は高観が住職になるためには学問修業の年数が不足である、ということと、高観任命は通法寺後住撰定の前例に背くということである。これには同時に護持院の特殊な位置が問題となる。通法寺は護持院隆光が中興した寺院で元禄十三年には朱印地を拝領している（『隆光僧正日記』同年十一月朔日条）。通法寺は護持院末としてその住職は護持院から幕府に願い任命を受けることになるのであるが、近時はそれ以前に本山である小池坊の内意を伺うとい

うことになっていった。

護持院はもと知足院といい、筑波山知足院の江戸別院であったが、貞享二年（一六八六）隆光が住職となって以来將軍綱吉の殊遇を受け、元禄八年には名称を護持院と改め真言宗新義派の僧録所とされ、住職隆光は大僧正に任ぜられて一派の能化を超える存在となった（永島福太郎・林亮勝校訂『隆光僧正日記』解題等）

護持院住職は隆光・快意と二代小池坊方からの任命を受けるが、宝永六年（一七〇九）將軍綱吉没後快意が退院を願ひ出ると、その後住をめぐって智積院方と小池坊方との争いが起こり、幕府は今後両派より交互に住職を任命するということで智積院能化覚眼が三代の住職の任命を受けた。しかるに享保二年（一七一七）護持院は類火で焼失するとその再建は許されず、綱吉の生母桂昌院を開基とし、のち將軍家の祈禱所となった護国寺をもって護持院とし、その本堂を護国寺とするということになり、僧録所は廃止され、その権限は両本山に移された（『護持院古記録』『護持院由緒書』）。覚眼が住職を退くと再び後住の争いが起こり、一代交替のきまりは廃止され、小池坊方から住職に補されるということになったのである。覚眼のあとをついだ隆慶一代は無本寺であるが、以後は本山の支配を受ける、ということも申渡された。

護持院が元禄八年（一六九五）一派の僧録所となり隆光が大僧正となり、ついで護国寺快意が宝永三年（一七〇六）十二月に大僧正に任ぜられ、その住職に小池坊能化亮貞が翌四年二月に任ぜられるに及んで、護持院・護国寺ともに一派の本山である小池坊を超える存在となった。護持院・護国寺が本山を超える存在となったのは、將軍家との連がりの中で、その厚い帰依を受けたということが理由であり、とくに護持院は真言宗新義派の行政の機能を付与されたということとその地位を強固にした。新義派が宗団としての形態を整えてくるのは、このような將軍家の外護に支えられ

た隆光を中心とする政治力によるものであるが、同時にそれは宗団としての大きな矛盾を作りだしたことになる（拙稿「御祈禱寺住職の条件」『密教学研究』五所収）。

真言宗新義派は慶長十年（一六一二）以来徳川氏の条目を得ている。本山は智積院・小池坊の二つが認められ、末派は本山の命を守り、所化は能化の命令に服従することが規定され、また住職となるためには二十年の学問修業が必要とされたのである（『徳川禁令考』前集五所収の「長谷寺法度」の日付は慶長七年十月十四日となっており、またこの法度には、「真言古義」という付記がある。この法度と同文のものが『本光国師日記』には慶長十七年十月四日付で出されたとしている。『禁令考』所載の法度の年号が誤りであるとは速断できないが、問題となるところである）。しかし実情は各種の法度や両本山能化の定めた条目（慶長十七年十月二十七日付「慶長以来御朱印并条目等写」『豊山全書』史伝部所収）とは離れていたように思われる。もちろん時間の経過とともに実体は成長して来るのであるが、それを促進したのが隆光らの政治力であった。幕初に天台宗において天海の果たした役割を真言宗新義派では元禄期に隆光が果たしたといえる。しかしこのことは、宗団の形成を促進すると同時に、慶長以来形成されてきた宗団の形成と矛盾する要素を作りだしたのである。近世の宗団は本山中心に形成され、これを幕府が統制する形をとる。真言宗新義派にあっては智積院・小池坊が本山であり、幕府との対応の窓口が触頭である江戸四カ寺である。幕府との折衝は四カ寺を通して行なわれるのが原則である（榎田良洪『真言密教成立過程の研究』参照）。このような形が整えられたのも事実の積み重ねのなかからであった。一つの法令や条目で確定したものではない。それが破られることは慣例の否定となり、宗団規制のすべてが動揺することになる。しかしまた別な見方をすれば、一見整然と見える宗団規制も將軍権力を背景とする力の前にはたやすく崩壊して行くほどのものであったともいえるし、同時にその力は支えを失うとこれまたやすく無力となるものである。

とすることができる。

両本山を超える存在であった護持院・護国寺について見ると、護国寺は綱吉の死後間もなく宗団内での特別の資格を失い、享保二年以降護持院が護国寺に移り、その本堂を護国寺とされるに及んで特権的な地位はうばわれていった。護持院は僧録の廃止で形式的にはその地位を失うが、慣習的な特権や、將軍家祈禱所としての宗団内最高の名誉ある地位は継承されるのである。しかし新義派が近世的仏教宗団として発展して行くためには、隆光の出現によって促進された発展の方向は継承しながらも、そのためにおこった矛盾点は克服していかなばならない。

通法寺および乙訓寺住職撰定に當って起った問題の原因はここにあるといえる。隆光が護持院を退院したのは宝永四年(二七〇七)であり、『隆光僧正日記』、護持院の僧録所廃止が享保二年(二七一七)である。僧録廃止から享保二十年(二七三五)まで十九年経過している。しかし護持院の特別な地位は依然保たれていたのである。そして本山からすれば機会があれば護持院といえども本山に従属させることを願っていた。護持院竜岳が日輪院高観を本山小池坊に相談なく通法寺後住に願ったことは、そのチャンスの到来であった。「一派の規模」を定めるための行動を本山は本山なりに、四カ寺は四カ寺なりに起こした理由はここに存する。

享保二十年十一月に訴えを受けた寺社奉行牧野貞通は護国寺・大護院を呼び、この件の仲介を依頼した。貞通の立場は、通法寺住職は將軍の名前で任命したもので、その後異論が出ても決定はくつがえせない、たとえ条目に触れることがあっても、それは黙認せざるを得ない、だから、そのような願書は受理できない、とするもので、この紛争を内済させるために護国寺圭賢らに仲介を依頼したのである。圭賢らもこれを受けて、高観の通法寺入院を認め、しばらく後に退院させ、その後住は長谷寺の一臈または二臈から命ずるという確約を護持院竜岳と取り交すことを妥協点

とした。これは牧野貞通と内約してのものであろう。しかしこの案は護寺院に拒否された。そこで圭賢らは貞通に仲介を依頼したが、貞通は直接の介入をきらった。

十二月二日、四カ寺・惣代は再び提訴した。しかしいったん受取られた願書は同月二十三日和談せよと返却された。この段階で、四カ寺の間で意見の齟齬が生まれた。このことを長谷寺惣代長勝寺・法起院の小池坊に送った書状で見てもよい。それは四カ寺のうち智積院方の真福寺日恵が長谷寺惣代に語ったことを内容としている。

今回の紛争は小池坊方のものである。しかし四カ寺一同として提訴したのであるが、それは最初は高観がもと高野山で学んだ古義僧で十一年以前に新義派に移り、護持院役者となり、ついで長谷寺に交衆したもので、住職の資格である「二十カ年」の学問修行の期間に満たず、住職となるために必要な能化の「許状」を持たないものと考え、十月二十五日出訴しようとして決していたのであるが、内々でこの一件の仲介に当たっていた牛込の報恩寺からの報告で、高観は許状を得ているということがわかり、出訴はとどめようとしたが、小池坊方の根生院亮栄が強硬に主張したので出訴にふみ切ったのである。しかるに、その後、妥協の方向に小池坊方二寺が動いてきた。もともとこれは小池坊方二寺の願いであるのに、そうなると智積院方二寺は立場を失うので、是非公訴が受理されるようにしたい、というのである。

十二月二十六日、年末・年始は多忙なので来春の再願を願って願書はいったん受取って帰ってきた。そして翌元文元年（五月改元）正月十七日再び願書を提出したのである。翌二月小池坊能化恵任が僧正官願いのため参府した。牧野貞通は恵任に護持院と妥協するように励め、恵任もこれを承諾し、護国寺・大護院・四カ寺それに長谷寺より派遣した惣代を集めて護持院に証文を書かせて内済にしたい旨を伝えた。内容は護国寺圭賢らの斡旋の趣旨と同様である。

しかし護持院竜岳は恵任の申入れをも拒否した。そこで恵任は護国寺圭賢らに条件をゆるくして竜岳を得心させたいと謀ったが、これには智積院方役寺円福寺亮英が反対して、条件緩和はできなかった。止むを得ず恵任は仲介の失敗を牧野貞通に伝え、一件の吟味を願ったのである。この恵任の工作は三月いっぱい行なわれた。

同年十月十八日寺社奉行井上正之の屋敷で寺社奉行の寄合があり、ここに護持院・四カ寺・惣代兩人（長勝寺は九月に帰山し、鳳格院信澄が代って在府している）が呼ばれ、「通法寺住職は任命済みなので、今度はその通りにし、以後の住職は先格にならない任命せよ、今度の任命には護持院も注意が足りなかったから、以後は十分気をつけよ」との申し渡しを受けた。しかし四カ寺は納得せず、一端退席したが、帰途牧野貞通の屋敷に赴き、吟味を願い願書を預けた。当然のことであるが翌日この願書は返却された。その後吟味願いは執拗に繰返された。この間十一月晦日には弥勒寺線如が没し、武州中嶋金剛院信恕が住職を命ぜられ、間もなく信恕はこの一件で中心的役割を果たすようになる。

三 乙訓寺後住問題

翌元文二年七月、同じく護持院末でこれまた隆光が元禄七年に再興し、朱印地を与えられた山城乙訓寺で住職撰定の争いが起こった。乙訓寺元貞が老衰を理由に後住に長谷寺に在山している弟子卓雄を本寺護持院に願ひ、これを可とした護持院は長谷寺にこのことを報告したが、長谷寺では集議および前頼がそれぞれ相談し、これを不可としたのである。卓雄は許状を申請したが却下された。卓雄はこの時前頼であった。

集議とか前頼とかは長谷寺内の座位であると同時に宗内の階級である。それは長谷寺住山年限により順次昇進して後側・前頼・集議と進むことが原則であった。そして集議が長谷寺一山及び宗内の諸事の取捌に当り、それを主宰す

るのは原則として一臈であった。一臈・二臈はこれも在山年限により、最も長く在山している者から順次、一臈・二臈の座席につくのである。この当時その定員は集議十人、前頼十八人であり、集議のうち六人は山内六坊といわれる梅心院・慈心院・金蓮院・西蔵院・月輪院・喜多坊の住職であり、他四人は山内寺院の住職で平集議といわれた。前頼は集議につぐもので集議から命ぜられて初めて評議をするもので、前頼自体としては評決を有効に機能させる権限は持っていなかったものと思われる（榎田良洪、前掲書参照）。

この当時長谷寺にあっては形式的には小池坊能化は一山及び一宗統治の全権を有しているのであるが、行政的職能は相当部分集議に移行し、また集議の職能の一部は前頼に移行していたといえることができる。もちろんこのことも明文があり、また分掌上の規約があつて移行されたものではない。一山の取捌きというような日常的職能は早く集議に移り、勸学院につめる集議が輪番で当る年預が担当し、これを一臈が管轄している。能化に伺つて処理する部分もあるが、これは形式的な手続きである。しかし能化も方丈鑑事以下の機構を持ち、また最も重要な許状の発行の権限を持ち、事が起れば条目上で規定されている宗内に対する絶対権を各局面にわたって行使することが可能であつた（この問題は四カ寺の権限を含めて別稿で論究する）。

卓雄を乙訓寺後住にしたいと護持院が願つたとき、集議および前頼がそれぞれ相談し拒否を答えたのは能化の諮問を受けてのことである。卓雄が許状を能化に請うたとき方丈鑑事である昌惇——座位は前頼——は前頼から乙訓寺住職となることは先例に背くものであり許状を出すことはできないという能化の考えを伝えるとともに、このことは江戸四カ寺にも相談したうえで諸否を伝える旨を告げている。

許状の下付は能化の権限である。しかし能化の判断だけで事が決定されない場合もある。この場合は、先例に違反

するということもあるが、むしろ通法寺一件を提訴しようと努力していることがからんで乙訓寺後住問題を難かしくさせている。通法寺・乙訓寺はいずれも隆光再興の寺であり、護持院が小池坊の末派ということになって初めてその住職の撰定に本山が介入することが可能となったのである。しかも長谷寺からいえば又末寺である通法寺・乙訓寺は將軍家再建の朱印頂戴の寺であり、その住職は將軍家より任命を受ける寺院なのである。この際本山としては住職撰定権を確保したい。このことは逆に護持院の立場からすれば、既得権は擁護したいと考え、その方向にそって行動することは当然のことである。

昌悼が江戸四カ寺の返答を待ちたいと答えたのは、単に許状申請の諾否の答えを延引するためのものではなく本山と護持院との権限について幕府の意向を直接に知る四カ寺の判断を待った、ということになる。このことはまた本山と四カ寺との権限について微妙なかかわりあいのあることを物語るものでもある。この場合も宗団の組織上からすれば四カ寺——智積院方二カ寺、小池坊方二カ寺であるが——は単なる触頭にしかすぎない。住職任命などについて何らの権限も建前上からは有しないのである。しかし実際面では能化の考えをも左右する力を持っていた。四カ寺の背後に幕府の意向があるからである。

小池坊より乙訓寺一件につき知らせを受けた小池坊方役寺根生院・弥勒寺は護国寺圭賢に相談し、護持院竜岳を説得して卓雄を後住に願うことを取下げさせようとした。そして竜岳もその要請を受け、九月になって乙訓寺元貞の隠居願を却下して再び元貞を乙訓寺住職にもどすことにした。これでいったんはこの争いは終結を見たのである。

四 妙見寺後住問題

同年十一月新たな問題が起った。千葉妙見寺住職弁秀が死去し、弁秀は遺状で長谷寺寺内金蓮院住職教任房性海を後住に願った。性海はこのとき集議の三臈であった。妙見寺はこれまで原則として一臈から移転する寺格であった。

移転地というのは、住職が変わるときにいったんその寺を本山に差上げ、本山で後住を撰定し、幕府任命の寺は幕府から、領主任命の寺は領主から住職が任命されるという寺院である。朱印地・黒印地を拝領している大寺が多いが、特別の關係で本山が住職を撰定するようになっていた小寺もある（『万記録』六所載の武州谷原長命寺の例などがそれに当る）。このようなことからこのような寺は本山寺ともいわれる。

妙見寺は本山寺であり、前住の意志で後住が決定される因縁譲りの寺ではなかった。弁秀の遺状による後住の願いは小池坊恵任に拒否された。性海を妙見寺後住に願いたいという動きは性海に所属している所化と、性海と国を同じくする者——下野を中心に上野・武蔵の者が加わっている。これが一つの「クミ」を作っていた——からも起った。前頼・集議になると在山の所化がそれを能属とたのみ学問修業の師としたものである。所化は直接能化から教えを受けるのではなく、能属の指導を受けるのであり、能属の決定は、出身地によるが多かったように思われる。

恵任は性海の申出を拒否したときに、現在通法寺・乙訓寺後住の争いの争点が前例に違反するということであり、性海も集議としてこれを訴えた一人であり、それが前例を破って妙見寺の後住となることはよろしくない、時節が悪いから我慢せよといい、なお役寺に相談すると伝えさせている。所屬・国者が性海の願いを支持する一方、前頼衆は反対を能化に申入れている。集議の意見は分れていた。恵任から意見を徴された根生院は恵任の考えに同意し、弥勒

寺信恕は性海に妙見寺を付することを希望した。

この妙見寺後住問題が起った元文二年十一月から翌閏十一月にかけての通法寺・乙訓寺・妙見寺三寺の後住についての紛争の状態は、通法寺一件は本山・四カ寺は訴願を繰返しているが、寺社奉行牧野貞通は一件は落着いているといて受付けない、しかしなお吟味願を執拗に繰返しているという段階であり、乙訓寺一件は九月に元貞を住職にもどし、いったん落着を見たかに思えたが、十一月下旬卓雄の法弟芳順が江戸に下り、寺社奉行牧野貞通の屋敷に越訴をするという事態の変化を見せ、妙見寺一件では性海は能化や集議中の説得を斥けて閏十一月二日には役寺の意見を聞きたいとして出府してしまった。これは公訴をも期してのことである。そして同月二十五日には性海も寺社奉行松平信岑の屋敷に願書を提出したのである。

芳順・性海の願書は、出願の当人ではない、また添翰がないという理由で差戻されたが、それで終結を見たわけではない。添翰がないという理由で願書が取上げられなかった性海は四カ寺に添翰を願った。これは四カ寺の評席で論議され、小池坊方二寺はこの度に限って性海に妙見寺を付することをよしとし、智積院方二寺もこれに賛成し、このことを相談された護国寺も同意見であった。

性海に今回限り妙見寺を付し、次回からは先例通りとする案を申送られた恵任はこれを拒否した。先例に違反すること、所化は能化の命に服さなければならないという重い法度に違背したからであるという考えからである。四カ寺および護国寺の妥協案は、公訴ともなれば宗団そのものに傷が付くことを怖れてであるが、同時に先例が必ずしも整然としていないという点にもあった。このことはもう一つ基本的に蘭次の問題にかかわってくる。

本山在山衆の蘭次は在山年数による。長ければ自然と座位は上る。このような制度は秩序維持のため最も安全な方

法ではあるが、座位の高い者が必ずしも能力があるものとは限らないという弱点をも含んでいる。無能力の者がたまたま一藁にまで昇った場合は、山内の日常の取捌や宗内の行政面に支障が生ずる。この時点でもこのことが起った。恵任は座位は一藁のまま、二藁に一藁の職務を代行させるといふ処置を取っている（享保二十年中下り証文に印形を捺す二藁席に法起院恵春房覚意がついたが、覚意は「不器量人」ということで、大衆の入札で三藁である金蓮院宏意がこれを抜うことになった。またついで菅明院義専が一藁に上ったが、義専は「狂乱同前の人」で、座位は一藁であるが、一山の取捌は三藁西藏院常春へ付され、常春が室生寺へ移転後は四藁慈心院信慶へ付されている。このような例は多い）。

性海は多くの所屬・国者に支持され、また集議衆も同情的であったというような状態や、このような事件を起したにもかかわらず、恵任・圭賢・信恕について小池坊能化になっているところから考えると、能力・人柄ともに優れていたであろう。たまたま時節が悪いということで妙見寺後住になることを拒否されているのである（この妙見寺後住問題は守山聖真『真言密教史の研究』で簡単に触れられている）。

五 問題の落着

元文三年に入ると寺社奉行の態度が変わってきた。正月・二月にかけて長谷寺惣代（この時点では惣代は西藏院高賢）が牧野屋敷に呼ばれ、担当の役人からそれぞれ通法寺一件・乙訓寺一件について質問を受けた。そして二月下旬通法寺問題は寺社奉行の取上げるところとなったのである。四月十八日第一回、八月二十二日第二回、十月二十四日第三回、越えて翌元文四年三月十四日第四回、七月十一日第五回目、の吟味があり、吟味は終結した。この判決は翌元文五年二月にあった。護持院竜岳は隠居、通法寺高観は退院を命ぜられ、高観に対する許状を乞われるままに出した前能化恵

海は蟄居、補佐を怠った仮鑑事春雅は遠慮を申渡された。

この吟味で問題となった大きな点は高観所持の許状の有効性についてと、高観推挙に類例があるかどうかの二点であった。まず許状については、高観が通法寺住職に任命されたことを通報されたとき、高観は許状を所持していないと考えられたのは、長谷寺には高観に許状を出したという記録がなかったためである。それは護持院の先々代主真が小池坊先代恵海が参府したとき、弟子高観の許状を願い、恵海はそれをいれ江戸で許状を出し、その時付添っていた仮鑑事の春雅が帰山後長谷寺の帳簿にこれを記載しなかったという事情から起ったことである。春雅の手落ちは、高観がもと高野山に学んだ客僧で、その年数を新義派の田舎年数に数えなければ許状を出す資格に満たず、享保六年以降は高野修学の分は新義派の修学年数には数えなくなったということを知っていたために記載できなかったためであろうと推定される。高観の許状は確かに能化が与えたもので、その限りでは有効なのであるが、それは恵海が不当に発行したものとなる。これは表向きに論議されると宗団を揺り動かす大問題となる。そこで牧野貞通は、この問題を避けて通った。貞通は条目にある「二十年未満のものは住職になれない」、つまり住職を許可する許状は出せないというのには当らないしながら、高観は許状所持を本山に通告しないまま本山を下り、護持院役者を勤めており、通法寺住職問題が起って初めてその所持をいうことは不当である、と問題の本質をすりかえて、手続上の問題としてしまったのである。

そして高観の座階は五百人余の末席であって、通法寺の格に合わないとし、新規にそのような者を推挙することは先例違反だとして護持院竜岳・通法寺高観にそれぞれ隠居・退院を命じたのである。同時に、これも手続上に不備があったとして前能化恵海・鑑事代春雅をも罰したのである。

このような結論は、事の理非の問題と離れて、宗団の秩序を維持するのに、この際必要だと牧野貞通らが断判したところから下されたといえる。このことは並行して起った乙訓寺一件の処理にからめて十分考えることができるのである。

乙訓寺後住の問題は元文二年九月にいったん元貞の隠居願いを差戻すという形で落着いたかに見えたが、同年十一月卓雄の法弟芳順が願書を寺社奉行に提出し、それは受理されなかったがその後執拗に卓雄を乙訓寺後住にすることを願ひ続けた。しかも元文三年十一月には元貞が死去し、局面はさらに難かしくなった。元文四年三月になり、通法寺後住問題が護持院側に不利なことが明瞭となってきた段階で、牧野貞通は決して問題に介入するのではないがといながら、このたびは乙訓寺後住を卓雄に付し、事後は本山の主張通りに先例を守った住職任命をするようにとの妥協案を示した。能化はこれに難色を示したが、再度貞通の介入があって、この問題は同年八月に落着いた。先例に背くということが論点であること、および護持院の意志で護持院末寺の住職を撰定したという点では通法寺・乙訓寺問題は軌を一にする。しかも高観はいったん將軍から通法寺住職に任じられているのである。このことからすると、乙訓寺一件に寺社奉行が介入して内済を促進したことは一見不当のように思われるが、幕府に限らず当時の為政者の裁判に対する考え方がまず第一に既存の秩序の維持にあったことを考えると、これは妥当な処置であったといえる（拙稿「原田甲斐―伊達騒動をめぐって―」「日本人物史大系」3所収参照）。

卓雄を乙訓寺住職にすることに難色を示した恵任は、妙見寺問題についても苦渋をなめた。この問題については最初から性海にそれほど無理はなかった。恵任が主張するように性海が通法寺一件についての願人の一人であるから、少しの先例違反があっても許可することはできない、という理由は薄弱である。先例が確固としていれば別であるが、

都合によって相当の融通性を持っている先例である(たとえば江州彦根北野寺には前例を破って浅藺の者が住職となったが、これは藩側の意向による)。しかも一藺・二藺といっても、在山年数の若干の差が座位を決定するのであって、集議としての役割や、六坊住職としての資格には何らの差はない(一・二藺を差しおいて三藺・四藺がその仕事を代り、また一藺・二藺の者でも六坊住持とされない例を前にあげた)。恵任のねらいは、本山寺となった寺の住職は因縁譲りではなく、本山の意志で決定するというルールを作ることにあつたように思われる(恵任は本山寺住職に任命した者から後住は能化に撰定権があるという証文を取っている)。このことは宗団内の問題、あるいはもっと限定すれば能化権力の問題であつて、公権力とのかかわりあいのなかで解決をはかる問題ではない。江戸の弥勒寺・根生院・護国寺が性海の主張を認めて、恵任の説得に廻つたのは、公訴をすれば宗団の体面にかかわると思つたからであらうが、同時に内済にすべき問題であると判断したところにもあるであらう。この問題の経過に触れる紙数がないが、結論は、妙見寺住職には時の一藺慈心院信慶を任命して能化の体面は保てたが、性海を妙見寺よりの格式の高い江戸大護院住職にすることで、妥協していったのである。

六 おわりに

近世の宗団は幕府の統制のもと、いかにも整然と組織化されていたように考えられているが、その実体は必ずしもそうではない。元文四年十一月寺社奉行より本寺・末寺のわけを尋ねられたのに対して長谷寺惣代西蔵院憲清の答えの中に、東叡山あるいは南都一乗院・大乘院末寺の中にも在来から真言宗の僧の住職している寺があり、この場合には代々真言僧を住持させると記されている。また宗団の学問修行に重大な関係のある談林について見ても、この時

点で実際には整然とした組織があったわけではない。このような所は表向きは中世的な組織から近世的な組織へ移行したかに見える宗団の実体の中に、なおあいまいなものが多分に残っていたことを示しているといえる（真言宗新義派が智積院・小池坊を頂点として、一つの宗団を形成しているように考えられるが、実体はむしろ重層的な集団の集合体であって、いわば幕藩体制のミニチュアであるといえる。この点の解明は別稿にゆずりたい）。

宗団がある秩序のもとに整備され、組織されてくるに従って、能化の権限はその機構の中に埋没して行く。形式的な制度面の整備は能化の絶対権を制約するという側面をも持っている。そしてそのことは形式的にもせよ寛延年間（二七四―五〇）に至って移転地住職の撰定は入札による、という展開を見せてくるように、漸次より合理的な方向が示されてくるのであるが、依然実体は建前上から見られる整然さには程遠いものがあったといえる。そしてそれは近世の一つの性格の反映であるとともに、仏教々団のもつ適合性からもたらされた部分の多いことを指摘することができるように思えるのである。